

令和 6 年 度 事 業 報 告 書

(令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで)

第 1 法人の概要

1 設立年月日及び経緯

平成 2 年 9 月 2 5 日「財団法人群馬県暴力追放県民会議」として設立、平成 2 2 年 9 月 1 日新公益財団法人に移行し、「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」に名称変更した。

2 定款に定める目的

暴力追放に対する県民意識の高揚を図るとともに、地域及び職域における暴力追放活動の推進によって安全で安心な地域社会を実現し、もって公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

3 事業内容

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 2 条の 3 第 1 項の「都道府県暴力追放運動推進センター」として、同法第 3 2 条の 3 第 2 項に定める事業等を定款に掲げ推進している。

4 所管行政庁

群馬県

5 会員の状況

会員数 1, 3 8 6 [団体 1 6 0、一般 1, 2 2 6]

6 事務所の所在地

前橋市江田町 4 4 8 番地の 1 1 群馬県警察本部江田町庁舎内

7 役員等に関する事項

- (1) 理 事 8 名 [代表理事 3 名 (理事長、副理事長、専務理事)、理事 5 名]
- (2) 監 事 2 名
- (3) 評議員 1 0 名 [評議員会長 1 名、評議員 9 名]

8 職員等（常勤理事を含む）に関する事項

4 名 [常勤理事 1 名、事務局長 1 名、事務局員 1 名、非常勤職員 1 名]

9 沿革及び許認可等に関する事項

- ・ 平成 2 年 9 月 2 5 日、財団法人として設立許可され、同年 1 0 月 1 日、設立登記をした。
- ・ 平成 4 年 7 月 2 2 日、群馬県公安委員会から「群馬県暴力追放運動推進センター」に指定された。
- ・ 平成 4 年 1 2 月 9 日、特定公益増進法人の認定を受けた。(以後 2 年ごとに更新)

- ・ 平成22年6月1日、行政庁群馬県知事に対し「公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センター」に移行認定申請をした。
- ・ 平成22年8月25日、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへの移行認定がなされた。
- ・ 平成22年9月1日、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへ移行登記を完了、同日付けをもって財団法人群馬県暴力追放県民会議を解散した。
- ・ 平成25年10月24日、国家公安委員会から「適格都道府県センター」としての認定がなされた。

第2 事業の実施結果

暴力団の資金獲得活動は、薬物の密売、賭博等の従来型手段に加え、暴力を背景として企業活動や行政行為への不当介入の他、近年暗躍している「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」等の不良集団とつながって、集団的又は常習的な暴力的不法行為、特殊詐欺、組織窃盗等の違法活動を繰り返し、犯罪行為の態様を悪質化・巧妙化させるなど、その時々々の社会経済情勢に応じて多様化している。

当法人としては、こうした情勢を踏まえ「暴力団を恐れない」、「暴力団に金を出さない」、「暴力団を利用しない」＋「暴力団と交際しない」の暴力団追放三不運動＋1を広く県民に定着させることを中心に、警察、弁護士会等と緊密な連携を図りつつ、定款に定める所定の事業を着実に推進した。

1 普及・広報（公益目的事業その1）

(1) 暴力追放広報・啓発資料の作成と配布

ア 暴力追放小冊子等の配布

「暴力団対策資料」、「暴力団情勢と対策 ～企業・行政対象暴力の現状～」、「暴追ポスター」、「暴追クリアファイル」、「民暴相談のしおり」等の小冊子を賛助会員、不当要求防止責任者講習受講者等に配布した。

イ 「暴追ぐんま」の発行

機関誌「暴追ぐんま」を社会情勢に則した内容で作成の上、年2回（夏号・8月、新春号・1月）を発行し、会員、関係機関・団体に配布するなど、反社会的勢力の動向とその対策の周知を図った。

ウ 不当要求対応メモ帳、卓上カレンダー、ティッシュ等の配布

不当要求対応要領を掲載した「メモ帳」や、暴力団追放の「卓上カレンダー」、「ボックスティッシュ」等を会員や相談者等に配布した。

(2) メディアを活用した広報・啓発活動

新聞、FM放送等の広報媒体を活用し、暴力追放相談委員・弁護士による無料相談の開設、民事介入暴力1日無料相談所開設等の利用を広く県民に呼びかけた。

(3) 視聴覚教材の活用と整備

暴力団等による不当要求の手口、その対応要領等をドラマ仕立てにした視聴覚教

材（DVD）の整備を充実し、不当要求防止責任者講習会での上映、各事業所で行われる職場教養の教材としての貸出等、その活用を図った。

(4) 行政対象暴力対策の推進

暴力団をはじめとする反社会的勢力は、行政機関がもつ指導・監督権限を不当に行使させて、これを資金獲得の手段とすべく、公共団体やその職員に義務なき行為を要求する傾向を強めている。

こうした情勢に対応するため、国、県及び市町村の各機関の総務・渉外担当者と反社会的勢力に関する情報交換に努めるとともに、国の出先機関や県職員をはじめ市・町職員等に対する不当要求防止責任者講習会の開催・受講を提唱し、行政対象暴力対策を推進した。

(5) ホームページの更新と活用

当法人の公開情報、不当要求防止責任者講習会の開催日程、民事介入暴力1日無料相談所開設等の案内を更新し、迅速な暴力追放広報・啓発活動を推進した。

(6) 暴力団追放群馬県大会の開催

11月8日（金）高崎芸術劇場大劇場において、群馬県警察、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、群馬弁護士会との共催、群馬県・高崎市・全国暴力追放運動推進センターの後援を得て、「令和6年暴力団追放群馬県大会」を開催した。

2 相談・支援（公益目的事業その2）

(1) 暴力団員による不当な行為に関する相談への対応事業

ア 暴力追放相談委員の委嘱と連携

4月1日付けで委嘱した17名の暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）と連携し、相談業務を推進した。

イ 相談活動

相談委員による常設相談窓口の開設や事業所等訪問による相談活動、群馬弁護士会との連携による無料相談所の開設等により、暴力団等に絡む県民からの相談に対応し解決に努めた。

- ・ 相談受理件数 63件

(ア) 常設相談窓口（相談委員対応）

- ・ 相談受理件数 59件

(イ) 弁護士無料相談

○ 定例相談（弁護士・相談委員対応）

- ・ 開設日：毎月第2木曜日（祝日の場合は翌週の木曜日）に実施
- ・ 相談場所：暴追センター相談室（警察本部江田町庁舎内）
- ・ 相談受理件数 0件

○ 民事介入暴力1日無料相談所（弁護士・県警・相談委員対応）

開 設 日	開 設 場 所	相談受理事件数
5 月 9 日(木)	伊勢崎市文化会館	1 件
8 月 8 日(木)	高崎市中央公民館	1 件
1 1 月 1 4 日(木)	太田市民会館	1 件
2 月 1 3 日(木)	渋川市渋川公民館	1 件

- ・ 相談受理事件数 4 件

(ウ) 事業所等訪問相談活動

相談委員が各企業等を直接訪問し(累計 1, 394 件)、暴力団の不当要求等に関する情報の収集に努めながら暴力団等への対応方法の助言活動を行った。

(2) 少年に対する暴力団の影響を排除するための活動事業

少年指導委員等に対する暴力団情報の提供、各地域・職域で開催する暴迫研修会及び相談活動等の機会を捉えながら、少年に対する暴力団の影響等についての啓発活動を行った。

(3) 暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動事業

ア 相談窓口の設置

暴力団からの離脱を促進するため、相談専用電話(027-254-1100)の広報並びに離脱相談に対応することとしたが、離脱相談はなかった。

イ 暴力団離脱者の就労支援活動

社会復帰している元暴力団員に対する継続的なケア活動を実施した。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する民間の自主的な組織活動の支援事業

ア 各地域の暴力追放(排除)推進協議会との連携

各地域の暴力追放(排除)推進協議会と恒常的に連携し、情報交換をはじめ、暴力追放のぼり旗・プラカード、たすき、腕章、視聴覚教材等資器材の貸出、暴力追放資料の提供及び講演依頼への対応等、それぞれの地域実態に即した暴排活動を展開した。

○ 暴迫資器材等の貸出・提供：7 団体、7 回

イ 地区縁切り同盟との連携

県内で発足した

- ・ 平成 25 年度 草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟
- ・ 平成 25 年度 中之条町みかじめ料等縁切り同盟
- ・ 令和元年度 みなかみ町みかじめ料等縁切り同盟

について、草津湯の町みかじめ料等縁切り同盟及び中之条町みかじめ料等縁切り同盟の総会に参加し、みなかみ町みかじめ料等縁切り同盟の総会は未開催であった。総会において暴力団排除に関する資料を提供した。

ウ 職域暴力追放団体との連携

多くの各種会議や研修会が再開されてコロナ禍以前の姿に戻り、職域暴迫団体

と連携を図りながら、情勢や資料の提供等業種に応じた暴迫活動を推進した。

職域団体への会議・研修会への出席：14回

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第2項第8号が規定する不当要求情報管理機関への業務支援

不当要求情報管理機関（桐生競艇場、証券業協会）に対して、暴力団情報の提供等の業務支援を行った。

- (6) 暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救済及び保護活動事業

暴力団犯罪被害者に対する支援事業について、不当要求防止責任者講習や各種会議等をとらえて広報活動を展開するとともに、暴力団犯罪にかかる損害賠償請求に伴う訴訟費用の無利子貸付制度の活用促進を図るため、暴迫センター紹介パンフレット等を活用し広報に努めた。なお見舞金の支給及び訴訟費用等の貸付はなかった。

3 調査・資料収集（公益目的事業その3）

全国では、最大勢力の六代目山口組が分裂して派生した神戸山口組、絆會、池田組も暴力団対策法の対象団体として指定され、指定25団体となっているが、主要団体が全体の約7割を占めるなど、組織勢力の寡占化が続いている。

また、県内では暴力団同士の抗争事件こそなかったものの、暴力団が関与する準暴力団（半グレ）を含む「匿名・流動型犯罪グループ（トクリュウ）」の特殊詐欺事件が発生、検挙されるなど、いまだ生活の平穏が害されている情勢にある。

こうした情勢に対応するためには、暴力追放機関及び関係機関が、相互に広範な情報収集を行い、これを共有することが不可欠であり、書面開催を含め、研修会等を実施・参加した。

- (1) 全国暴力追放運動推進センター関連の会議、研修会での情報交換

- 相談委員・責任者講習担当者研修会（東京ガーデンパレス）
- 専務理事・事務局長等研修会（東京ガーデンパレス）
- 関東管区内暴迫センター連絡協議会総会（関東管区警察局）
- 全国センター「反社会的勢力対策セミナー」（東京ガーデンパレス）

- (2) 弁護士会との連携

民事絡みの不当要求行為等に適切に対応するため、弁護士会（民暴委員会）との緊密な連携に努めた。

- 民事介入暴力対策全国拡大協議会福岡
- 関弁連管内民暴関連委員会正副委員長会議（東京都千代田区：法曹会館）
- 民事介入暴力対策群馬大会
- 関東弁護士連合会民暴研修会（東京都千代田区：弁護士会館）

- (3) 行政機関相談窓口等との連携

各種行政機関相談窓口等の会議・研修会が再開され、通常開催された国交省高崎河

川国道事務所の用地取得業務における不当要求行為に関する意見交換会等に参加、その他国・県・市町村との行政窓口等と連携した活動を展開した。（書面開催：群馬県犯罪被害者等支援連絡協議会・群馬県えせ同和行為対策関係機関連絡会・県民相談支援ネットワーク連絡会議）

4 表彰（公益目的事業その4）

暴力追放活動功労者（団体）の表彰及び感謝状の授与

暴力追放活動に功労のあった個人（4名）及び団体（4団体）を表彰し、暴力追放活動に協力・支援のあった個人（4名）及び団体（4団体）に感謝状を授与した。

5 普及・育成（公益目的事業その5）

(1) 少年指導委員研修会の実施

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律が規定する少年指導委員を対象とした研修会において、講義を実施した。

(2) 不当要求防止責任者講習の実施

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律が規定する事業者等の責任者に対して不当要求防止責任者講習事業を実施した。

講習会：34回 受講者総数：1,104名

第3 管理部門に関する事項

1 評議員会・理事会の開催

(1) 評議員会

- 令和6年6月14日（金）、群馬県庁昭和庁舎において定時評議員会を開催し、令和5年度事業結果及び収支決算等について、議決・承認した。

(2) 理事会

- 令和6年5月24日（金）、群馬県庁昭和庁舎において通常理事会を開催し、令和5年度事業結果及び収支決算等について、議決・承認した。
- 令和6年6月14日（金）、持ち回り理事会を開催し、代表理事の選定について、議決・承認した。
- 令和7年3月21日（金）、群馬県庁昭和庁舎において通常理事会を開催し、令和7年度事業計画及び収支予算等について、議決・承認した。

2 財政基盤の拡充

不当要求防止責任者講習会や事業所訪問等の機会をとらえ、当センターへの理解と協力を求め、会員継続と新規賛助会員の加入促進活動を推進した。